

報道関係者 各位

平成27年12月17日
【照会先】
高知労働局 労働基準部健康安全課
課長 掛水 敏光
安全専門官 梅原 俊明
(直通電話) 088-885-6023

四国初の安全衛生優良企業を認定しました ～ 認定通知書交付式を開催します～

厚生労働省では、安全で健康な職場づくりを一層推進するため平成27年度から企業トップのリーダーシップにより労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業をより広く認知してもらうこと、そして積極的な取組を進める企業を応援することを目的として、企業の申請に基づき都道府県労働局長が「安全衛生優良企業」として認定(3年間)する「安全衛生優良企業制度」を新たに設けました。

高知労働局(局長 伊津野信之)では、高知労働局第1号の安全衛生優良企業としてニッポン高度紙工業株式会社を認定し、下記のとおり認定通知書交付式を開催します。

また、この認定は四国で初めてのものとなり、認定した企業名は厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」でも公表されます。

認定を受けた企業は、安全衛生優良企業認定マークを名刺や商品などに使用し、安全・健康で働きやすい企業であることを求職者や取引先などへPRすることができます。

高知労働局では、今後も安全衛生優良企業公表制度を通じて、企業の安全衛生対策の推進に向けた取組を進めていきます。

【安全衛生優良企業認定通知書交付式】

- 1 日時 平成27年12月22日(火) 午後1時30分から
- 2 場所 高知労働局 2階会議室(高知市南金田1-39)
- 3 認定企業名 ニッポン高度紙工業株式会社(本社 高知市・製造業)
- 4 主な取組内容
安全3H活動の推進
安全活動の全社共有
社内安全体感教育
防火管理体制の向上
集団健康学習



(安全衛生優良企業の認定マーク)

(安全衛生優良企業が公表されているサイト「職場のあんぜんサイト」)

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

取材をお待ちしております。事前の申し込みは不要です。

安全衛生優良企業の認定マーク



Work の W をモチーフに、安全衛生への積極的な取り組みが認められた企業に対して“リボンとはなまる印”、人々の交流を“笑顔”で表し、多様な企業の連携による魅力発信をイメージしています。

シンボルマーク・キャッチフレーズ・呼称は、この制度で優良企業であると認定された企業のみが使用することができます。

添付資料

- 1 認定企業の安全衛生取組事例 (資料番号 1)
- 2 安全衛生優良企業パンフレット (資料番号 2)

認定企業の安全衛生取組事例

企業名	ニッポン高度紙工業株式会社(本社 高知市、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業) (企業規模 436 名)
事業概要	本社工場の外、高知県安芸市、南国市、鳥取県米子市に工場を置き、コンデンサ・電池用等の絶縁紙の製造を行っている。

安全衛生取組事例

安全 3H 活動の推進

労働災害の未然防止に繋げる新たな活動として、事故やトラブルは3H(初めて、変更、久しぶり)の時に発生することを会社全体で認識し、事前にKYTやリスクアセスメント等を実施した上で作業を行い、その取り組みを報告・共有する活動を行っている。

安全活動の全社共有

被災・ヒヤリハット事例を全社共有することで同様の被災事例を発生させない活動を行っている。

全社パトロールの実施

各事業所の安全衛生委員が互いの事業所をパトロールし、安全衛生委員会に出席・報告することで、事業所間の交流や安全衛生活動の情報の共有化を行っている。

社内安全体感教育

事故の怖さや事故に至る知識について体感を通じて学び、個々が安全に対する感性を身につけることで、労働災害の未然防止に繋げることを目的として、社内にて安全体感教育を実施している。(別紙1参照)

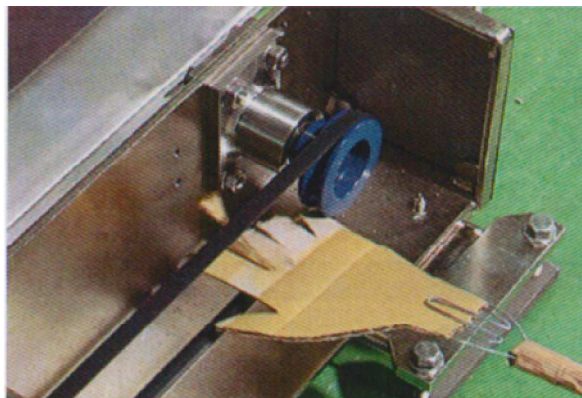
防火管理体制の向上

安全衛生委員会メンバーおよび火元責任者等を対象に「消防学校による消防基礎教育」を受講し、社内の防火管理水準のレベルアップおよび全従業員の防火管理意識の向上に取り組んでいる。

集団健康学習

毎年の健康診断結果より、各事業所の衛生管理者を中心とした健康に関する学習や運動指導学習を実施し、健康維持・改善に繋げる活動を行っている。

社内安全体感教育の実施状況



挟まれ・巻き込まれ体感教育の状況



人形による吊り荷の振られ体感教育の状況



人形による落下衝撃の疑似体験の状況

安全衛生優良企業 は労働者の 安全や健康を守る企業の証です

労働者が安全・健康に働くことができる環境を作るとは、企業にとって不可欠です。労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して一安全衛生優良企業認定を受けませんか？



安全

安全衛生
優良企業



働き
やすい



安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。



厚生労働省労働基準局安全衛生部
都道府県労働局 (労働基準部健康安全主務課)

認定の基準は？

認定の基準の概要は次のとおりです。
詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。

STEP 1

必要項目を
全て満たす

第1 企業の状況として満たしていることが必要な項目

- 労働安全衛生法等の違反の状況
- 労働災害発生状況
- その他優良企業としてふさわしくない事項

優良企業にふさわしいかどうか確認します

第2 企業の取組として満たしていることが必要な項目

- 安全衛生体制の状況
- 安全衛生全般の取組

基本的な取組ができているか確認します

STEP 2

主要な取組・対策ごとに6割以上、全体としては8割以上を取得する

第3 企業の積極的な取組を評価する項目

- 安全衛生活動を推進するための取組
- 健康で働きやすい職場環境の整備（健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、受動喫煙防止対策）
- 安全でリスクの少ない職場環境の整備

積極的な活動を評価します

安全衛生優良企業

安全衛生優良企業公表制度の背景

誰もが安心して健康に働くことができる会社であることをPRしたい。

企業

労働災害の防止や労働者の健康確保対策は、働く全ての人やその家族にとって大切なことでありながら、積極的に取り組む企業の認知度が高いとは言えませんでした。そのため、この制度は、労働安全衛生対策をより広く認知してもらうこと、そして積極的な取組を進める企業を応援することを目的として作られました。

社員に健康に働いてもらうための企業独自の取組も、評価してもらいたい。

企業

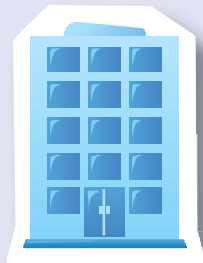
申請の方法は？

申請の方法は次のとおりです。
詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。

企業



厚生労働省のHPで
自己診断



自己診断で
一定基準を
満たす

<input checked="" type="checkbox"/> 安全衛生マニュアル
<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則
<input checked="" type="checkbox"/> ○○○○○○○○○

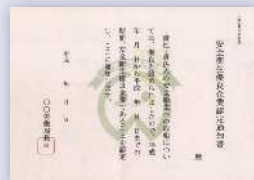
本社管轄労働局への
申請書類の作成

申請

認定



厚生労働省のHPに
企業名公表



(認定通知書イメージ)

労働局

書類審査、
ヒアリング調査の実施

申請Q&A

Q どんな企業が申請できるのですか？

A 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。

Q 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？

A 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成していることが必要です。

Q 認定期間は何年ですか？

A 3年間です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。



Q 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいですか？

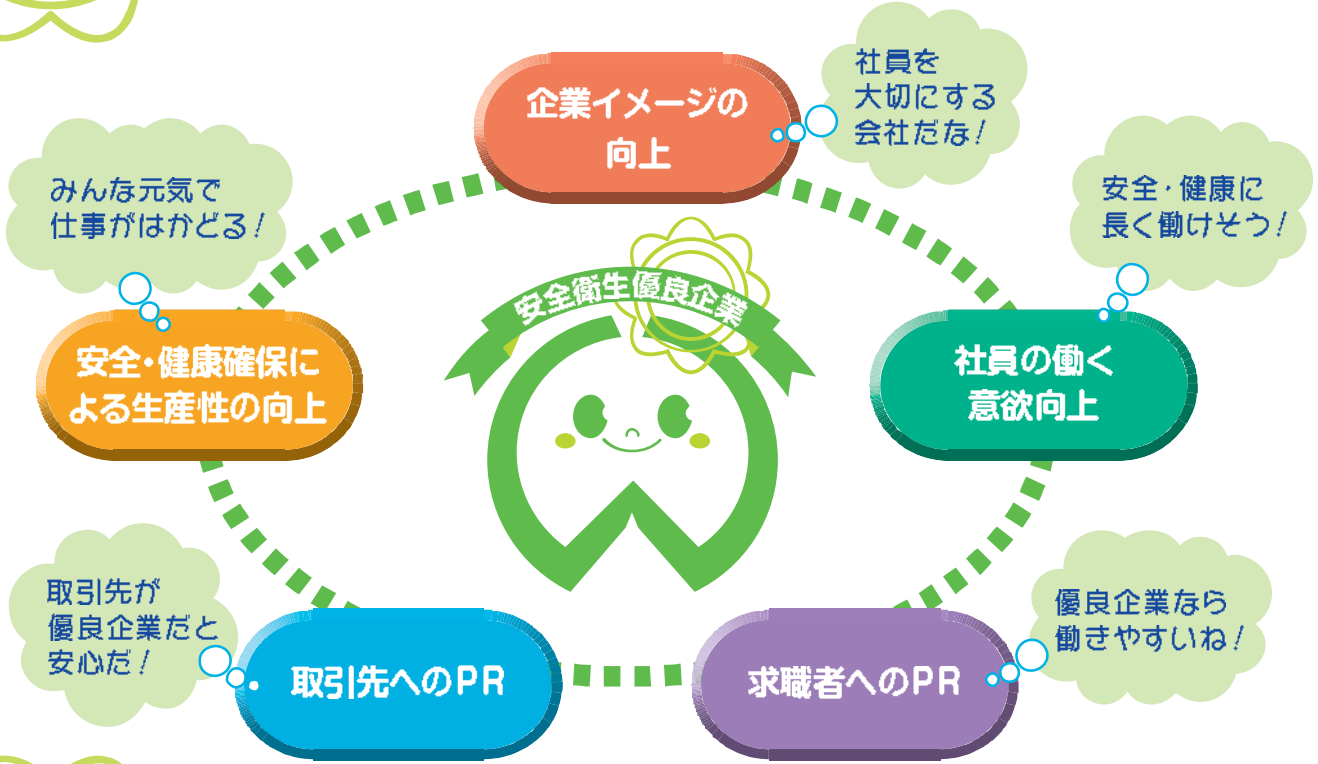
A ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていないければ項目を満たしていない、というものではありません。

Q 認定を受けた後に、要件を満たせない評価項目が発生した場合には、どうすればよいですか？

A 何らかの事情により満たせない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。

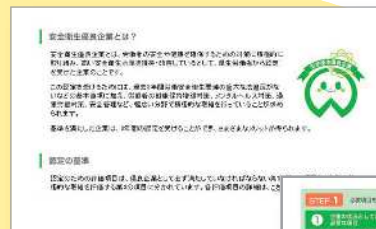


優良企業に認定されると、厚生労働省のホームページで企業名が公表されます。また、安全衛生優良企業マークが名刺や商品などに使用でき、さまざまな場所でPRすることができます。それによって、以下のような効果が生まれます。



安全衛生優良企業についての情報は、ホームページをご覧ください。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html



お問い合わせは



都道府県労働局労働基準部健康安全主務課へ

受付時間 8時30分から17時15分まで (土曜日・祝日・休日・年末年始を除く)

働く人の安全と健康こそ企業の業績
認定制度を活用しましょう!